

令和 8 年度 鶴岡市職員採用試験案内



鶴岡市 HP
【採用情報】

【カムバック採用（行政職、保健師、土木技師、建築技師、電気技師）】

○受付期間	令和8年7月1日（水）～令和8年8月23日（日）
○試験日	令和8年10月24日（土）、10月25日（日）
○申込手続	原則として電子申請による受験申込みとなります。事情により電子申請が難しい場合は下記宛てにお問い合わせください。
○問合せ先	〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所総務部職員課 TEL:0235-35-1159 FAX:0235-24-9071

受験資格・勤務内容

受験資格	採用予定者数
令和9年4月1日時点で60歳未満の方で、次の全てに該当する方 ①自己都合で退職した元鶴岡市正職員で、次の職種で1年以上の実務経験がある ・行政職 ・保健師 ・土木技師 ・建築技師 ・電気技師 ②採用予定日時点で鶴岡市を退職後10年以内 ③鶴岡市在職期間中に処分を受けたことが無く、退職から復職までの間に懲戒処分に該当する行がない	若干名

- ※1 若干名については、おおむね1～2名程度を予定していますが、変更する場合があります。
※2 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。その時点から受験を継続することはできません。
※3 同じ時期に実施される他の試験区分を受験することはできません。

○次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 鶴岡市職員として懲戒免職処分を受け、その後2年を経過しない方
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

勤務内容

鶴岡市を退職した際の職種（行政職、保健師、土木技師、建築技師、電気技師）に従事します。

試験

試験種目・試験会場・試験日

試験種目	試験会場	試験日
面接試験	鶴岡市役所	令和8年10月24日(土)、 10月25日(日)

※鶴岡会場での対面面接を予定しています。

※受験にあたり、次の書類を提出していただきます。

○住民票抄本、自己申告書、職歴証明書等

合格発表

受験者全員に試験の可否の結果を通知します。(令和8年11月中旬予定)また、鶴岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

受験の申込

申込手続

- (1) 受験申込は、原則として電子申請による受験申込みといたします。市ホームページ(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/>)の電子申請(やまがたe申請)から手続きを行ってください。スマートフォンでも申請することができます。
- (2) 事情により電子申請が難しい場合は、お問い合わせください。
- (3) 受験申込の記載事項等が受験資格の要件を満たしていない場合は、受理できませんので、確認のうえ提出してください。
- (4) 受験票は申込期間終了後概ね3営業日以内に発行します。



鶴岡市電子申請サービス

申込に必要なもの

必要となるもの	備考
電子申請サービスに接続できる環境	パソコン・スマートフォン・タブレット等の情報端末とインターネット環境
申請者本人のメールアドレス	受験に関する各種連絡は基本的にメールで行います。
申請者本人の顔写真データ	申込前6か月以内に脱帽・上半身正面向きで撮影したもので本人確認が可能なものでサイズが2MB以下のもの
プリンタ及び用紙	申込受理後に発行する受験票は各自で印刷します。

注意事項

- (1) 鶴岡市公式ホームページの職員採用情報に掲載している「鶴岡市職員採用試験インターネット申込手続きガイド」の手順に従い申し込みを行ってください。ガイドの手順に従わずに申し込んだ場合の事故等については責任を負いません。
- (2) 使用されるパソコンやスマートフォンの操作、通信回線上の障害等によるトラブルについてはお問い合わせいただいてもお答えできません。

申込先・問合せ先

鶴岡市総務部職員課	〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号	0235-35-1159
-----------	-----------------------	--------------

申込受付期間

令和8年7月1日(水) ~ 令和8年8月23日(日)

合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、これに基づいて採用者が決定されます。
- (2) 採用の時期は、原則として令和9年4月1日ですが4月2日以降に採用される場合があります。また、場合によっては、令和8年度中の採用になる場合もあります。
- (3) この採用候補者名簿の有効期間は、来年度の職員採用試験実施時期までです。

勤務条件

給 与

- (1) 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。給料の算定にあたっては、鶴岡市を退職後の経歴等を考慮して決定します。
- (2) 職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、給料月額は、適用される給料表の級・号俸に応じた額の7割となります。
- (3) 給料のほか、通勤手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の手当があります。

職 位

職位は、鶴岡市を退職した時点と同一以下となります。

勤務時間・休日・休暇

- (1) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
日曜日・土曜日・祝日は休日です。
(これとは異なる交替勤務・時差勤務等となる場合もあります。)
- (2) 1年間に20日間(4月採用の場合、その年(12月まで)は15日間)の年次有給休暇のほか、夏季休暇や結婚休暇などの特別休暇があります。

福利厚生

福利厚生として、各種健康診断や人間ドックの実施、職員共済組合等が運営する全国各地の保養所の利用など種々の充実した制度となっています。